



国民健康保険または後期高齢者医療へ加入している皆さまへ
**限度額適用・標準負担額減額
 認定証の申請を!**

国民健康保険または後期高齢者医療加入者の医療費の自己負担限度額は、それぞれの所得区分によって異なります。その区分に応じた限度額を適用するためには、「限度額適用認定（・標準負担額減額認定）証」が必要となります。

限度額の適用は申請した月からとなり、医療費の支払いが高額になりそうな場合には、事前に交付申請をしてください。

住民税が非課税の世帯には、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、医療費とあわせて入院時の食費が減額されます。

また、70歳以上で自己負担割合3割の方も限度額を適用するためには「限度額適用認定証」の交付申請が必要となります（区分が「現役並み所得者Ⅲ」の方は申請不要です）。

※ただし、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料を滞納している方は、これまでどおりの自己負担額となります。

なお、「限度額適用認定（・標準負担額減額認定）証」の交付申請をしないで、下表の限度額を超える支払いをした場合は、差額を償還します。

◎手続きについて

保険証・マイナンバーカード（または通知カード）・身分証明書（運転免許証等）を持参し、窓口で交付申請をしてください。

※70歳以上の方で、区分が一般または現役並み所得者Ⅲの方は健康保険証のみ自動的に限度額が適用されるため、申請は不要です。

・70歳未満の国民健康保険加入者

適用区分	証※1	所得区分	自己負担割合	3回目まで	4回目以降※2
ア	有	所得※3 901万円超	3割	252,600円 +(医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ		所得※3 600万円超901万円以下		167,400円 +(医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ		所得※3 210万円超600万円以下		80,100円 +(医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ		所得※3 210万円以下(住民税非課税世帯除く)		57,600円	44,400円
オ		住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

・70歳以上の国民健康保険加入者および後期高齢者医療加入者

所得区分	証※1	所得区分	自己負担割合	外来+入院(世帯単位)		
				外来(個人単位)	3回目まで	4回目以降※2
現役並み所得者Ⅲ	無	課税所得690万円超	3割	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円	
現役並み所得者Ⅱ	有	課税所得380万円超		167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円	
現役並み所得者Ⅰ	有	課税所得145万円超		80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円	
一般	無	住民税課税世帯で1割負担の方	1割	18,000円※5	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ	有	住民税非課税世帯で低所得者Ⅰに該当しない方	または2割	8,000円	24,600円	24,600円
低所得者Ⅰ	有	※4		8,000円	15,000円	15,000円

※1 限度額適用（・標準負担額減額）認定証。
 ※2 過去12ヵ月間に、同一世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合は、4回目以降の自己負担限度額になります。
 ※3 基礎控除後の「総所得金額等」の世帯合計額にあたります。
 ※4 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金控除は80万円を適用。公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下。)または老齢福祉年金を受給している方。
 ※5 1年間(8月1日～翌7月31日まで)の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

適用区分		食事代(1食あたり)
一般(下記以外の人)		460円※
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12ヵ月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ		100円

※都道府県発行の指定難病の医療受給者証をお持ちの方は260円となります。

◎自己負担限度額(月額)

◎入院時の食事代

【申請・問い合わせ先】 住民生活課国民健康保険係 ☎0137-62-2112